



小金井市 第5次男女共同参画行動計画 -概要版-

平成29年3月

小金井市

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

本市がめざすべき男女共同参画社会は、「男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

第4次男女共同参画行動計画では、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」を理念に掲げ、特に以下の二つのテーマが重要であるとの認識のもとに、さまざまな取組を進めてきました。

一つめのテーマは「**人権尊重**」です。暴力のない社会、さらには、女性・男性・子ども・高齢者・障がい者・外国人、その他あらゆる人々の多様性を認め合い、人が人として尊重され、健康を享受し、ともに参画する社会は、男女共同参画社会の実現の基本となるものです。

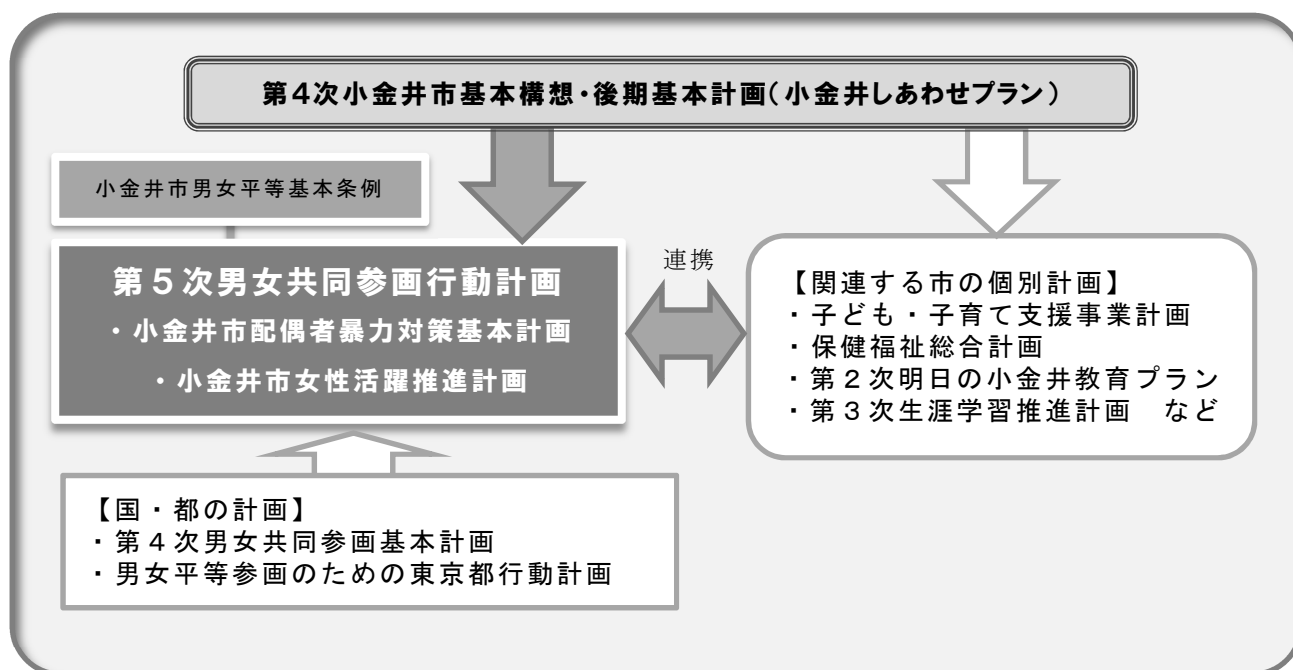
二つめのテーマは「**ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）**」です。少子・高齢化、人口減少社会の中で今後も持続可能な社会を築いていくための重要な課題となっています。地域や職場でいきいきと男女が活躍できること、仕事や家事・育児・介護の多重負担を強いられることがないようにすること、また、男性の意識や長時間労働といった男性中心型の労働慣行等を変えていくことなどは、固定的な性別役割分担意識の解消を図る男女共同参画社会の実現に向けて欠かせないものとなります。

個人も、家庭も、地域社会も、この「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、新しいライフスタイルを創っていくことを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

これらの点を踏まえ、本計画の基本理念は、これまでの計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

計画の位置付けと性格

- ・本計画は、「小金井市男女平等基本条例」第 10 条第 1 項に基づく「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- ・本市の第 4 次小金井市基本構想・後期基本計画（小金井しあわせプラン）における施策の大綱の一つである「豊かな人間性と次世代の夢を育むまち（文化と教育）」の個別計画として策定します。
- ・本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- ・本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV 防止法」という。）第 2 条の 3 第 3 項（DV 防止法第 28 条の 2 の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に基づく「市町村基本計画」としても位置付けます。
- ・本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。



計画の期間

- ・本計画の期間は、平成 29 年度（2017 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 4 年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

計画の体系

基本目標

I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

主要課題	施策の方向
1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透	(1)人権・男女平等の意識改革の推進 (2)男女共同参画の基盤となる人権の尊重
2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	(1)教育の場における男女平等教育の推進 (2)生涯を通じた男女平等教育の推進
3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (小金井市配偶者暴力対策基本計画)	(1)暴力の未然防止の意識づくり (2)被害者支援の推進 (3)相談・連携体制の整備・充実
4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策	(1)ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進
5 生涯を通じた心と身体の健康支援	(1)女性のライフステージに応じた健康づくり (2)性差や年代に応じた心と体の健康づくり
6 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1)各家庭の状況等に応じた支援 (2)自立した生活への支援
II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	
1 働く場における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた環境づくり (2)働く場における男女平等の推進
2 家庭における男女共同参画の推進	(1)育児支援体制の整備 (2)介護等への支援体制の整備 (3)男性の家庭・地域活動への参画促進
3 女性の活躍と多様な働き方への支援	(1)女性の就労に関する支援
4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	(1)地域づくり活動における男女共同参画の推進
III 男女共同参画を積極的に推進する	
1 政策・方針決定過程への男女の参画	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大
2 市民参加・協働による男女共同参画の推進	(1)市民参加・協働による事業展開
3 推進体制の充実・強化	(1)庁内の男女平等の推進 (2)計画の推進体制の強化

※基本目標IIの1～3は、小金井市女性活躍推進計画

人権と多様性が尊重される社会づくりに向け、生涯を通じた男女平等意識の醸成と男女共同参画の学びへの支援や、男女の健康支援、困難を抱えるさまざまな人への支援を進めます。

「小金井市配偶者暴力対策基本計画」に対応したDVの未然防止と被害者の保護・自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組に努めます。

主要課題1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

◆施策の方向(1) 人権・男女平等の意識改革の推進

市の男女平等都市宣言や男女平等基本条例の普及・浸透とともに、市民一人ひとりが、その多様性を認め合える社会に向け、さまざまな手段による広報・啓発活動を行うとともに、人権・男女平等の意識改革につながる講演会等を開催します。

施策① 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進

施策② 人権・男女平等に関する講演会等の開催 **【重点施策】**

◆施策の方向(2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重

性別をはじめ、個人の置かれた環境や状況に関わらず、だれもが一人の人間として尊重され、尊厳が守られるよう、メディアや刊行物等への配慮、人権相談など人権を尊重する環境づくりを進めます。また、男女共同参画の視点から、国際理解・交流活動などの多文化共生のまちづくりのための取組を推進します。

施策① メディア・刊行物等への配慮

施策② 人権尊重における相談対応の充実

施策③ 多文化共生のまちづくり

主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

◆施策の方向(1) 教育の場における男女平等教育の推進

男女共同参画についての正しい理解を持つ指導者の養成に努め、性別にとらわれず、生きる力、学ぶ力、働く力をはぐくむ教育を進めます。

施策① 幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進

◆施策の方向(2) 生涯を通じた男女平等教育の推進

だれもが生涯にわたり、男女共同参画に対する理解を深め、男女平等意識に基づいた行動が実践できるよう、家庭や地域に向けた多様な学習機会の提供に努めます。

施策① 家庭における教育・学習の推進

施策② 地域・社会における教育・学習の推進

主要課題3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (小金井市配偶者暴力対策基本計画)

◆施策の方向(1) 暴力の未然防止の意識づくり

さまざまな媒体や機会を活用した広報・啓発活動、若年層への教育や啓発、医療機関や健診機会の活用など、暴力の未然防止と早期発見に向けた体制の強化に努めます。

施策① DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見

施策② 若い世代への啓発・教育の推進 **【重点施策】**

◆施策の方向(2) 被害者支援の推進

被害者が自立し、安心して暮らしていくために、生活・就労・経済面での支援をするとともに、子どもを含めた家庭に対する心のケアにも配慮した支援など、庁内・外の関係機関との連携により被害者の安全確保と自立支援に努めます。

施策① 安全確保と自立支援の実施

◆施策の方向(3) 相談・連携体制の整備・充実

被害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう、相談機能の強化や連携体制の充実を図ります。また、配偶者暴力相談支援センターに求められる機能についての研究を進めます。

施策① 相談体制の整備・強化

施策② 連携体制の充実

主要課題4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策

◆施策の方向(1) ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進

セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメント等の防止について啓発するとともに、ストーカーや虐待等に対する適切な対応・支援に努めます。

施策① ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止対策・支援等の充実

主要課題5 生涯を通じた心と身体の健康支援

◆施策の方向(1) 女性のライフステージに応じた健康づくり

妊娠・出産期にある女性の母性保護と母子保健の充実を図るとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解を深めるための情報提供に努めます。

施策① 母子保健事業等の推進

◆施策の方向(2) 性差や年代に応じた心と体の健康づくり

生涯にわたって、だれもがいきいきと充実した生活が送れるよう、各年代に応じた心と体の健康づくり支援を行うとともに、健康と性に関する啓発と学習機会を提供します。

施策① 健康づくりの推進

施策② 健康と性に関する学習・啓発の充実

主要課題6 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

◆施策の方向(1) 各家庭の状況等に応じた支援

生活の自立と安定を図るため、生活・就労・養育等において、さまざまな課題を抱えやすいひとり親家庭等に対し、各家庭の状況に応じた支援を提供します。

施策① 支援が必要な家庭への各種サポート

◆施策の方向(2) 自立した生活への支援

だれもが地域で自立し、安心して暮らせるよう、各種相談支援の充実を図るとともに、相談機関の周知や連携を進め、相談支援体制の強化に努めます。

施策① 各種相談支援の実施

基本目標 II

ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに、仕事、家庭生活、地域活動等、あらゆる分野に参画し、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能にする生活環境をつくります。

「女性活躍推進法」に定められた市町村女性活躍推進計画を取り込み、職業生活における女性の活躍支援、男性中心の労働慣行の変革に向けた意識改革、仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービス基盤の充実に取り組みます。

主要課題1 働く場における男女共同参画の推進 (小金井市女性活躍推進計画)

◆施策の方向(1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた環境づくり

自らの希望するバランスで仕事と生活の調和が図れるよう、市民・事業者に対して、多様で柔軟な働き方についての情報提供を行うなど、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めます。

施策① だれもが働きやすい職場づくりの促進

◆施策の方向(2) 働く場における男女平等の推進

性別によらず、だれもが個人の能力を十分に発揮し、雇用機会や待遇等が確保されるよう、相談窓口の周知や各種情報提供を行うとともに、事業所の主体的な取組を促します。

施策① 雇用の場における男女共同参画 **【重点施策】**

主要課題2 家庭における男女共同参画の推進 (小金井市女性活躍推進計画)

◆施策の方向(1) 育児支援体制の整備

子育てと仕事の両立を支援するために、待機児童の解消をはじめ、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実に図ります。

施策① 地域での子育て支援体制の充実

◆施策の方向(2) 介護等への支援体制の整備

男女がともに、高齢者や障がい者等の介護における役割を担っていきけるよう、介護を支えるサービスの充実、サービス利用に関する情報提供に努めます。

施策① 高齢者・障がい者等への社会的支援の充実

◆施策の方向(3) 男性の家庭・地域活動への参画促進

男性自身が男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについての認識を深め、育児や介護、地域活動に参画するきっかけとなるよう、さまざまな機会を提供していきます。

施策① 男性の家事・育児・介護への参画促進 **【重点施策】**

施策② 男性の地域活動への参画促進

主要課題3 女性の活躍と多様な働き方への支援 (小金井市女性活躍推進計画)

◆施策の方向(1) 女性の就労に関する支援

就職、再就職、起業等を希望する女性に対し、労働に関する情報提供や支援講座の充実に努めます。また、農業・自営業等に携わる男女がともに快適に働くことができるよう、就労環境の改善に向けた取組を促進します。

施策① 女性の就業支援・起業支援

施策② 農業・自営業等における男女共同参画の推進

主要課題4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進

◆施策の方向(1) 地域づくり活動における男女共同参画の推進

地域活動やボランティア等に、男女がともに積極的・主体的に参画できる環境づくりを支援します。また、男女が互いに協力しあう中で、リーダーとして活躍する女性の増加をめざします。

施策① 地域活動団体等の活動促進

施策② 地域における女性のエンパワーメントの拡大

男女共同参画を積極的に推進する

市民と行政が強力なパートナーシップのもと、それぞれの立場で男女共同参画を理解し、責任を共有することで、総合的・計画的に男女共同参画を推進します。

また、小金井市特定事業主行動計画に基づき、市内事業所のモデルとなるよう、庁内の男女共同参画を推進します。

主要課題1 政策・方針決定過程への男女の参画

◆施策の方向(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

審議会等に参画する女性委員の比率 50%を目標に取り組を進めます。また、地域と行政が一体となって課題解決を図るべき防災・防犯などの分野において、男女双方の積極的な参画を促します。

施策① 男女の市政参画の促進 **【重点施策】**

主要課題2 市民参加・協働による男女共同参画の推進

◆施策の方向(1) 市民参加・協働による事業展開

市民、市民活動団体等とパートナーシップを築き、市民参加・協働による男女共同参画事業を展開します。

施策① 市民や地域団体との協働 施策② 参画を促す環境づくり

主要課題3 推進体制の充実・強化

◆施策の方向(1) 庁内の男女平等の推進

性別にとらわれない多様な視点からの施策推進に向け、職員一人ひとりが市民の先頭に立って男女共同参画社会を体現できるよう、庁内の環境づくりを進めます。

施策① 市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備 **【重点施策】**

◆施策の方向(2) 計画の推進体制の強化

本計画を着実に実行するため、毎年度、各施策の進捗状況の点検・評価・公表を行います。国や都、近隣自治体等の施策に関する情報を把握するとともに、必要に応じて連携して事業を実施します。

施策① 計画推進体制の整備

男女共同参画に関するキーワード

ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」（ワーク・ライフ・バランス憲章）です。「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出することが、男女共同参画社会の実現につながるものとして期待されています。

優越的な立場にある者が、逆らえない立場、弱い立場にある者に対して、不適切かつ不当な言動により相手を傷つけ、不快感・不利益な損害を与えることをいい、「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「マタニティ・ハラスメント」などがあります。

ハラスメント

DV (ドメスティック・バイオレンス)

夫婦間や恋人など親しい間柄での暴力のことをいいます。身体的暴力のみならず、性的暴力や言葉による精神的暴力などがあります。また、結婚前の恋人間で起こるDVのことを「デートDV」といいます。

女性労働者の年齢階層別の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）をグラフに表した場合、主に30歳代をボトムとするM字カーブを描くことから、女性労働者の働き方をM字曲線といいます。この現象は、結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという働き方を選択する女性が多いことによるものといわれています。

M字（型）曲線

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)

自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のことです。男女ともに持つ権利ですが、とりわけ女性の重要な権利とされています。子どもを産むか産まないか、産むとすればその時期や出産間隔を女性が自己決定する権利を中心課題とし、広く女性の生涯にわたる健康の確立をめざすものです。

経済力や方針決定力、自己決定力などの力を身につけるという意味です。男女共同参画においては、経済力や方針決定力が男性に集中している社会システムから、女性も男性と対等の力を持つシステムに変革することが、女性の地位向上につながるという考え方です。

エンパワーメント

男女平等都市宣言

平成8年12月3日

告示第99号

私たちは、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会を願っています。

そのため、個人の尊厳と両性の平等を基本理念として社会的、文化的、歴史的な性差を排し、職場、家庭、学校、地域などすべての領域での真の平等をめざして、ここに「男女平等都市」を宣言します。

1 私たちは、人権を尊重し、互いの性を認め支えあい、いきいきと充実した人生がおくれる男女平等の「小金井市」をめざします。

1 私たちは、一人ひとりが共に個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同参画できる「小金井市」をめざします。

1 私たちは、男女が共にかげがえのない地球の環境を守り、平和と平等の輪を世界へ広げる「小金井市」をめざします。